

招待講演3

スポーツ基本法の成立とスポーツ医科学の動向

河野一郎

独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長

2011年は、わが国のスポーツ界にとって特別な年となった。アジア初の国際オリンピック委員会 (IOC) 委員である嘉納治五郎氏が、翌年のストックホルム・オリンピック参加を目指して大日本体育協会を設立した1911年を基点とし、本年が日本スポーツ百周年に当たるとして記念事業が全国で行われた。7月には天皇皇后両陛下のご臨席を賜り記念式典を行い、「スポーツ宣言」を採択した。

また、本年はスポーツ振興くじのスタート、国立スポーツ科学センターの開所、日本アンチ・ドーピング機構の設立など最近のスポーツ界にとって重要な事柄が、2001年に動き出してちょうど10年という年でもある。この節目の年に「スポーツ振興法」が半世紀ぶりに改正され、「スポーツ基本法」として新たに成立した事は、わが国のスポーツが新たなステージを迎えるに当たって極めて意義深い。

本スポーツ基本法は、衆議院および参議院においていずれも全会一致で議員立法として採択された。本スポーツ基本法で特筆すべきは、本法が旧法で目的としたスポーツそのものの振興に留まるのではなく、スポーツの価値をより高い次元でとらえて、スポーツを通して社会をより良いものにしていくことを目指している点であろう。つまり「Development of Sport」から「Development through Sport」への転換である。国連は昨年、ミレニアム開発目標達成に向けてスポーツが有効なツールであると認める決議を2度も行ったことから分かるように、スポーツの価値は社会をより良いものにするために不可欠であるとする国際的な理解がある。我が国のスポーツ基本法も、こういったグローバルな動きに呼応した内容になったといえるだろう。

前文では、「スポーツは、世界共通の人類の文化であること」をうたい、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む権利、地域におけるスポーツの重要性、トップスポーツの役割、そして、スポーツは、我が国、社

会に活力を与え、国民経済に広く寄与するとの記述は、「スポーツの振興から、スポーツを通じた開発」へと、スポーツを広くとらえたものとなっている。

また、国際貢献の重要性を述べた上で、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに取り組む法制定であることを明記していることなど、スポーツに対する国の取り組む姿勢も旧法とは大きく異なる。

総則では、目的を述べるとともに、基本理念として8項目定めているが、地域におけるスポーツ、心身の健康の保持増進および安全確保、障害者のスポーツ活動、国際貢献、ドーピング防止の重要性について述べてある事は注目すべき点である。第3条には国の責務、そして第8条では法制上の措置についても明記している。

第16条では、医学・歯学もその重要性についてうたわれおり、スポーツ医学・歯学は新たな展開を求められる状況となった。ロンドン五輪に向け文部科学省は、トップスポーツにおけるスポーツ医・科学・情報重要性を認識し、サポート研究・開発を両輪とするチーム「ニッポン」マルチサポート事業を展開しており、スポーツ基本法の成立によりこの動きはさらに加速することになる。

このスポーツ基本法に基づいて展開される政策に期待する事は、グローバルな視点でこの基本法を捉える事であろう。旧法のスポーツ振興は、国内に焦点が当てられていた。現在日本が国際的に置かれている状況を考えると、スポーツの柔軟性は多様な役割の可能性を秘めており、「国家の品格」を高めていくことを視座においた政策展開が必要であろう。

文献

- 1) 河野一郎：スポーツ基本法の成立とわが国スポーツ界のこれからの展開。文部科学時報 10:9-11, 2011